

社会福祉法人やまゆり福祉会
八王子美山学園（生活介護事業）

9：00～17：00

重要事項説明書

1 事業者の概要

名称	やまゆり福祉会
法人種別	社会福祉法人
法人所在地	東京都八王子市美山町 767 番地 2
電話番号	TEL 042-652-4000 FAX 042-652-4554
代表者氏名	理事長 原島 一
法人が所有する 事業所の種類・数	八王子美山学園 施設入所支援事業、生活介護事業、短期入所事業 共同生活援助事業

2 事業の概要

事業所名	八王子美山学園
事業所在地	東京都八王子市美山町 767 番地 2
電話番号	TEL 042-652-4000 FAX 042-652-4554
事業所番号	1312400045 （平成 19 年 10 月 1 日指定）
事業の目的	障害者総合支援法に基づき適切な支援を行います。
事業開設年月日	平成 6 年 4 月 1 日
事業の敷地面積・ 延床面積	敷地面積：15,352.04 m ² 外部居室：29.81 m ² 建物面積：生活棟：2,212.3 m ² やまゆりホール：248.43 m ² 作業棟：236.88 m ² やまゆりホール作業場：79.49 m ² パン工房：69.22 m ² 共同生活寮（山入寮）：90.06 m ² ふっくら亭：110.96 m ² リサイクル作業場：126.53 m ²
定員	80 名 （他にショートステイ 4 名）
運営方針	① 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に対して障害福祉サービスの提供に努めます。 ② 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めます。 ③ 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市区町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。 ④ 事業の実施にあたっては、前 3 項のほか、関係法令等を遵守します。

第三者評価の実施状況	平成18年度以降毎年度実施し、その結果を公表しています。
職員への研修の実施状況	新任、中堅、指導的職員の各研修、また、てんかんや行動障害の理解と対応等の専門研修への参加を図り、職員個々の研修はもとより学園内研修も充実させ、職員の専門性の向上や福祉サービス職員としての資質の向上を目指します。

3 事業の職員体制

職種	常勤(人)	非常勤(人)	合計員数 (常勤換算)	資格等
施設長	1		1	
サービス管理責任者	2		2	
支援員	34	47	60.6	
医師		2	0.1	嘱託医
看護師	1	2	2.7	看護師
栄養士	1		1	栄養士
事務	3		3	

4 職員の勤務体制

職種	勤務体制
施設長	8:00 ~ 17:00
サービス管理責任者	8:00 ~ 17:00
生活支援員	早番 6:45 ~ 12:30 7:30 ~ 16:15 日勤 7:45 ~ 19:00 8:00 ~ 16:45 日勤(ズレ) 9:00 ~ 17:45 遅番 11:30 ~ 20:30 夜番 12:15 ~ 21:00 準夜勤 15:00 ~ 24:00 夜勤 23:45 ~ 8:45 21:00 ~ 7:00 <パン工房支援員> 早番 5:00 ~ 14:00 日勤 6:00 ~ 15:00 日勤(ズレ) 6:30 ~ 15:30 遅番 8:00 ~ 17:00
医師	毎月1回
看護師	8:00 ~ 17:00 (土日曜日を除く)
栄養士	8:00 ~ 17:00 (土日曜日を除く)
事務員	8:00 ~ 17:00 (土日曜日を除く)

5 事業の設備等の概要

(1) 居室

	居室の種類	室数	一人当たりの広さ	収納スペース	備考
本館	1人部屋	8	6.6㎡	ロッカー	
	2人部屋	38	6.6㎡	ロッカー	

(2) その他設備

設備の種類	室数	備考
食堂	1	
浴室	3	
談話室	3	
多目的ホール	2	軽い運動、音楽などの日中活動及び余暇活動に利用します。
やまゆりホール	1	行事、イベント、日中活動など、多目的に利用します。
作業室	8	
リサイクル作業所	1	
医務室	1	静養ベッドもあります。
静養室	2	体調不良時など、各フロアにて利用できます。
面談室	1	
パン工房	1	
パン店舗	1	ふっくら亭

6 事業所のサービスの内容

(1) 日常生活支援

食事	(食事時間) 朝食 07:30 ~ 09:00 *入所利用者のみ 昼食 11:30 ~ 13:00 夕食 18:00 ~ 19:00 *入所利用者のみ ・栄養、利用者の状況に配慮したものを提供いたします。 ・原則、毎日提供いたします。 ・外出、外泊等で食事の提供が不要な場合は、1週間前までに、規定の様式により申し出ください。
入浴	原則、毎日実施します。利用者の心身の状況により入浴することが困難な場合は、清拭となる場合があります。
理美容	当事業所内において、月2回理美容サービスを実施します。
清掃	利用者ができる範囲で清掃に参加するよう支援員が援助します。
洗濯	利用者ができる範囲で洗濯に参加するよう支援員が援助します。

(2) 日中活動支援

介護	あゆみ	主に身体を動かす散歩を中心の活動をします。
軽運動班		室内で身体を動かす活動をします。

生産活動	A運搬班	ペットボトルからはがしたラベルを、リサイクル班の作業場に運搬する作業です。
	B運搬班	ペットボトルを、リサイクル班の作業場に運搬する作業です。
	ラベル班	ペットボトルのラベルをはがす作業です。
	受注作業（携帯等）	携帯電話の充電器等を分解する作業です。
	キャップ班	ペットボトルのキャップを外し、飲み残しを処分する作業です。
	キャップ選別班	ペットボトルのキャップについているシールをはがす作業です。
洗濯・清掃班		利用者の衣類や学園食堂の布巾等の洗濯、仕分けを行う作業です。
しいたけ班		しいたけ、キクラゲの菌床に水を撒く作業です。
分別班		回収してきたペットボトルや缶を分別する作業です。
パン	パン工房	パン製造の手伝いをする作業です。
	ふっくら亭（店舗）	店舗でパン販売の手伝いをする作業です。

（3）余暇活動等支援

季節行事	<ul style="list-style-type: none"> ・納涼会 ・新年会 ・流しそうめん ・クリスマス ・旅行 ・すいか割り ・お花見会 ・忘年会 ・バーベキュー ・お疲れ様会 ・バイキング
イベント企画	<p>今までの実績より（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バーベキュー ・日帰り温泉 ・野球観戦 ・サマーランドプール ・昭和記念公園散策 ・みかん狩り ・高尾山登山 ・相撲観戦 ・いちご狩り
外出支援	<p>必要に応じて外出支援を行います。</p> <p>買物・外食・ドライブ・喫茶・余暇活動・プール活動</p>

（4）地域生活移行支援の取組み

個別支援計画に基づき、利用者が地域において生活できるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な支援を行います。

ご希望に応じて地域生活練習支援を提供します。ただしご希望が多い場合は、順番制となります。

(5) 保健医療サービス

健康管理	<ul style="list-style-type: none">・毎月2回、医務室にて精神科嘱託医による診察や健康相談サービスを受けることができます。・年間2回健康診断を行います。・ご利用中の健康管理、服薬の管理は、八王子美山学園の看護師を中心に行ないます。・通院が必要な場合には、あらかじめお伺いした方法に沿って行ないます。なお、緊急の場合には、ご相談の上近隣の病院に通院させていただきますが、ご連絡がつかない場合には、通院後の連絡となることがあります。・事業所は、食中毒及び感染症の発生を防止するために、衛生管理に細心の注意を払います。必要に応じて保健所の助言、指導を求めます。
------	---

(6) 介護給付費支給申請の援助

介護給付費の支給期間満了後も継続して事業所の支援を受けることができるよう、再度支給決定を受けるための申請を行う際に、必要な援助をします。

(7) 行政手続の代行

手続の代行を希望される場合は、職員にお申し出ください。

(8) 預り金管理

預り金管理	<ul style="list-style-type: none">・当事業所では「預り金等取扱い要領」を定めており、利用者のご希望によりこの規程に基づいた金銭管理サービスをご利用いただけます。・金銭管理サービスの対象となるのは、日常的に購入するものの代金等小口の日常的金銭、障害者年金等です。非日常的な高額金銭や証券・土地等は事業所では管理できませんので、ご了承ください。・管理する金銭の形態は、原則として金融機関の通帳とします。・入出金については、その都度記録を行い、事前又は事後に利用者の承認を得ます。・年1回、残高及び使途明細等について書面で利用者に報告します。
-------	---

(9) 家族との交流

会報の発行	・「やまゆり通信」を原則年2回発行し、ご家族にお送りしています。
行事への参加	・当事業所が実施する行事に、ぜひ一緒にご参加ください。

(10) 地域との交流

地域住民との交流	地域住民の行事、事業所の行事などを通じて交流します。
ボランティア団体との交流	市内ボランティア団体、学校などに呼びかけ、行事などを通じて交流します。

(11) 家族会

家族会	保護者主催の家族会は、年5回開催しております。
-----	-------------------------

7 利用料金

(1) 介護給付費支給対象サービス利用者負担額

介護給付費・訓練等給付費によるサービスを提供した際は、事業者が介護給付費等の給付を区市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち利用者負担分（サービス利用料金全体の1割を上限）を事業者にお支払いいただきます。

なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) その他の料金

行政手続き代行費 （本人の入所に関わらない手続き代行をする場合のみ） ※入所に関わる代行は無料です。	1回につき1,000円～ この他、手続きに係る行政の証明書代金、郵送代等は実費いただきます。
記録等複写サービス	無料
食事の提供に要する費用（食費）	日額 561円（昼食のみ）
補足給付費	受給者証に記載されている額
日常生活に要する費用	無料 *但し、本人の嗜好等により施設が提供する物以外を使用する場合には実費負担。

そのほか、理美容費や特別な食事に係る費用、また利用者の事情により必要となる嗜好品等は、利用者の負担となります。

また、食費、光熱水費の費用については、食費、光熱水費の合算額から補足給付費を減じた額が利用者の負担となります。

なお、事業所が利用者の変わりに区市町村から受領した補足給付費の額については、利用者へ通知します。

(3) 食事のキャンセル

食事については、急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。

- ご利用の1週間前までにご連絡いただいた場合 無料
- ご利用の3日前までにご連絡いただいた場合 50%
- ご利用の3日前までにご連絡いただかなかった場合 全額

料金については月額÷該当月日数にて単価を算出します。

(4) 支払方法

上記利用料金の支払いは、1か月ごとに計算し、翌月中旬までに請求しますので、25日までにお支払いください。

支払いは、原則として郵便局口座による自動口座引き落としとしてお願いします。ただし、これによりがたい場合は、現金又は振込でお願いします。

8 入退所

(1) 入所

- ①障害福祉サービスについて介護給付費支給決定を受けた方で、当事業所に入所を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業所のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- ②入所が決定した場合は、契約を締結します。契約の有効期間は、介護給付費支給期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- ③入所に際しては、適切なサービスを提供するために、健康診断書などをもって心身の状況、病歴等を把握させていただきます。

(2) 契約の終了

- ①利用者が当事業所に対し 30 日間の予告期間をおいて文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。
- ②当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ③利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、30 日以内に支払われない場合、契約を解除する日の 30 日前までに文書で通知します。
- ④利用者が医療機関に入院し、明らかに 3 ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、又は入院後 3 ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、契約を解除する日の 30 日前までに文書で通知します。
- ⑤利用者が、他の利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合、契約を解除する日の 30 日前までに文書で通知します。
- ⑥利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合、契約を解除する日の 30 日前までに文書で通知します。
- ⑦やむを得ない事情により当事業所を閉鎖又は縮小する場合、契約を解除し、退所していただく場合があります。この場合、契約を解除する日の 30 日前までに文書で通知します。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ①障害福祉サービスの支給決定期間が終了し、その後支給決定がない場合（所定の期間の経過をもって終了します。）
- ②利用者が亡くなった場合

9 当事業所のご利用に際し留意いただきたい事項

面会	面会は自由です。 面会時間は 9：30～15：30 ただし、できるだけ事前にご連絡ください。
----	--

外出・外泊	外出、外泊届を提出していただき、職員に申し出てください。 外出・外泊時の送迎時間は9:30~15:30 (緊急時についてはご相談ください) 長期の外泊については、早めにご相談して下さい。
飲酒	マナーを守り、他の利用者に迷惑をかけない程度にお願いします。
居室等の利用	事業所内の居室や設備等のご利用に際し、利用者の過失による破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。また、他の利用者に損害を与えた場合は、その賠償をしていただきます。 (損害賠償保険には必ず加入してください。)
宗教活動等	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する布教活動等をご遠慮ください。
貴重品の管理	利用者の責任において管理していただきます。 自己管理のできない利用者につきましては、預り金管理サービスをご利用いただけます。

10 緊急時の対応方法

利用者の容態に急変があった場合は、協力医療機関又は利用者の指定する医療機関に連絡する等必要な処置を講ずるほか、下記のご家族等へ速やかにご連絡します。

【緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

11 嘱託医及び協力医療機関

嘱託医は下記の通りです。

嘱託医	医療法人永寿会 恩方病院 堤医師
所在地	八王子市西寺方町 105 番地
電話番号	042-651-3411
診療科目	精神科

嘱託医	医療法人社団 ながやまメンタルクリニック 横田医師
所在地	多摩市永山1-4 グリナード永山5階
電話番号	042-310-0800
診療科目	精神科,心療内科,神経科

協力医療機関は下記の通りです。

医療機関名	医療法人永寿会 恩方病院
所在地	八王子市西寺方町 105 番地
電話番号	042-651-3411
診療科目	精神科,内科,皮膚科

医療機関名	医療法人社団敬幸会 金子デンタル・クリニック
所在地	羽村市神明台 2-11-2
電話番号	042-554-1503
診療科目	歯科（訪問）

医療機関名	医療法人社団宏誠会 高山外科眼科医院
所在地	八王子市大楽寺町 496
電話番号	042-625-0148
診療科目	内科,外科,整形外科,眼科

ただし、常時通院、入院等で利用させていただいている医療機関は、各科に分かれています、市内各地の医療機関にご協力いただいています。

12 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める「消防計画」により対応します。
防火管理責任者	山崎 光利
避難訓練	利用者も参加の上、年 12 回実施します。
防災設備	・スプリンクラー ・ガス漏れ報知器

13 この契約に関する苦情・相談窓口

当事業所ご利用相談・苦情窓口

担当者	山崎光利 今沢光夫
電話番号	042-652-4000
受付時間	9:00 ~ 17:00

なお、当事業所では苦情解決のために独自の取り組みを行っています。

- ・苦情解決のために、苦情対応規程を設けています。苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設け、各ケース担当も含んでどこでも窓口としてご利用できます。

事業所外の第三者委員

①小林清（弁護士） 0422-22-7722

②内田佳子（民生児童委員） 042-652-6604

- ・利用者の要望などを伺うために、月 1 回の利用者懇談会を設けています。

なお、ご本人、ご家族のご相談は、随時お受けいたします。

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

担当部署	
電話番号	
受付時間	直接お問い合わせください

また、東京都社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」においても区市町村や都と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部署	東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	03-5283-7020
受付時間	月～金 9～17時

八王子美山学園（生活介護事業）の利用開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

平成 年 月 日

事業者

（所在地） 東京都八王子市美山町 767 番地の 2
（名 称） 社会福祉法人やまゆり福祉会
理事長 原 島 一 印

（説明者） 所属 八王子美山学園統括サービス管理責任者
氏名 坂 本 静 恵 印

私は契約書及び本書面により、これから利用する八王子美山学園（生活介護事業）の重要な事項について、事業者から説明を受け、同意しました。

平成 年 月 日

利用者

（住所）
（氏名） 印

立会人等

（住所）
（氏名） 印